

一般社団法人 機密情報抹消事業協議会
平成 30 年度第 1 回理事会議事録

日 時: 平成 30 年 4 月 18 日(水) 13:00~15:30
場 所: 王子製紙本館 405 号会議室
理事総数: 5 名、定足数 3 名
出 席 者: 理事: 5 名、監事 1 名
(理事出席) 大久保薰、石川喜一朗、昇塙清謙、加藤達也、菊地正弘
監事(出席) 市川諭
確認事項: 1 平成 30 年度事業計画について
2 昨年度の収支について
3 経済産業省の後援について
4 会員研修について
5 機密抹消コーディネーターについて
配布資料 平成 30 年度事業計画、平成 29 年収支決算(速報)、経済産業省後援名義申請について、会員研修について

理事総数 5 名のうち 5 名の理事が出席した。事務局が、定款第 34 条に定める定足数を満たしており、本日の理事会は成立することを報告した。

1 平成 30 年度事業計画について

平成 30 年度の事業計画として、①認定制度の導入、②自己点検、③PAPREC 社との意見交換、④会員研修、⑤地域セミナーへの講師としての参加、⑥会報の発行の 6 事業を予定している旨を大久保理事長が説明した。

- 認定制度は特に今年度の最優先事業とするため、早々に検討委員会を設置し、秋までの原案作成を目標とし、会員向けに制度の説明会の開催、会員によるコメントの実施という工程を進める。
- 今年度の自己点検は、認定制度の適合基準と整合性を図った点検内容に編集する必要があるため、秋以降に実施する。
- PAPREC 社との意見交換は、先方から数ヶ月連絡がない。事務局より先方へ近日中に連絡し、後日結果を報告する。
- 「排出事業者向け冊子」を地域セミナーや展示会などで積極的に配布し、広く排出者に協議会の活動内容や機密文書の適正処理について普及を目指す。この「排出事業者向け冊子」は、12 月に改訂し、掲載広告を募集する。

2 昨年度の収支について

平成 29 年度は赤字とし、今年度に繰り越し計上することとする。5 月半ばに監事による監査を行い、監査報告書を作成する。

会費以外の事業収入案として自己点検の有料化を検討することとした。ただし、自己点検を有料にするにあたっては、何かしらの自己点検評価を作成し、会員に結果報告を行うなどを検討する。また、自己点検は認定制度にも関連してくるため、自己点検の位置づけ、あり方(自己点検 < 監査員制度 < 認定制度の 3 ステップ)を再度検討する。

3 経済産業省の後援について

機密抹消セミナーへの経済産業省に後援名義を申請する際は、「第〇回機密抹消セミナー」のタイトルで申請し、サブタイトルでセミナーの具体的な内容を記述する。また、経済産業省の後援は公益目的で開催されるセミナーに対して行われるものであるため、収益事業として行うことは出来ない。

4 会員研修について

ガイドラインは、必要に応じて正会員に外部講師を招聘した従業員研修の実施を推奨しているが、自己点検結果をみると、その実施率は高くはない。小規模な機密抹消事業者は、それを実施するだけの資源がないことがその原因の一つと考えられる。こうした会員を念頭に協議会が従業員研修を補完する趣旨で、定期的に（たとえば年1回）講師を招聘し、研修会を実施することは意義があると考えられる（配布資料参照）。

会員の部会への参加は、日常業務に支障がない範囲の活動とし、ボランティアでの参加を原則としており、部会に参加した部員に都度2,000円/人を支給している。この範囲を超える金銭の支給は行わない。

活動の範囲と内容を明確にするため、部会の名称を「企画部会」から会員研修のみを担当する「研修部会」に変更する。また、会員研修への参加費は、セミナーへの参加費と同額の5,000円/人とする。

平成30年度は、研修部会の担当役員を昇塚副理事長とし、必要に応じて昇塚副理事長が理事長への報告することとする。大久保理事長は、原則として部会へは参加しない。

5 機密抹消コーディネーターについて

機密抹消コーディネーターについては、暫定的な役職とする。対外的に使用するためのルールは、監査員制度などとの関連性を含め今回の検討事項とする。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議長は本議事録を作成し、議長及び出席理事並びに出席監事の全員が記名押印する。

代表理事 大久保 薫



理事 石川 喜一郎



理事 昇塚 清謙



理事 加藤 達也



理事 菊地 正弘



監事 市川 諭

